

2 避難支援の流れ

災害発生の恐れがある場合、支援者はどのような行動をとればいいのでしょうか。
支援者の一般的な行動について、風雨が強まってきた時を例に記載します。

1 支援者の行動（風雨が強まってきた時の例）

① 最新の気象情報の確認

気象台が発表する「台風情報」や「警報・注意報」などの気象情報と「土砂災害警戒情報」についてテレビ、ラジオ、インターネットなどで確認しましょう。

※NHKのデータ放送などで、随時、気象情報を確認することができます。（P23資料1参照）

② 避難の準備

避難に関する情報（次頁の表を参照）が発令された時にあわてないように、要援護者との連絡や避難場所までの順路、隣近所との協力体制を再確認しましょう。

※支援者自身や家族の安全確保のため、家の内外の確認や非常用品の点検も行いましょう。（P27資料3参照）

③ 情報伝達・声かけ・所在確認

訪問や電話など適切な方法で要援護者の所在を確認し、収集した防災情報を伝えるとともに避難の心構えを促したり、早めの自主避難についても相談しましょう。

避難準備情報の発令

災害の危険が迫った地域の住民には、市町村から「避難準備情報」（次頁の表を参照）が発令され、避難所が開設されます。避難情報は、防災行政無線、広報車、ホームページ、災害情報メールなど複数の手段によって伝えられ、併せて、自治会、自主防災組織、消防団、福祉関係者など避難支援関係者にも伝えられます。

※「避難準備情報」が発令されず、いきなり「避難勧告」が出される場合もありますので、注意しましょう。

④ 避難支援

支援者は要援護者へ「避難準備情報」の発令を伝え、要援護者と一緒に避難を開始します。

※情報伝達の方法としては、市町村から自治会長を通して支援者に伝えられる場合や、要援護者と日頃から接点のある福祉関係者から連絡がいく場合など、要援護者の状況に応じて複数のルートが想定されます。

※支援方法や避難経路など具体的な支援内容は、必要に応じて市町村と協議しながら避難支援計画（個別計画）であらかじめ決めておきます。

⑤ 避難完了

避難を完了したら、事前に決められた連絡先へ報告。



2 避難に関する情報

	避難準備情報	避難勧告	避難指示
発令時の状況	人的被害の発生する可能性が高まった状況	人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況。または、人的被害が発生した状況
どんな行動をすべきか	- 高齢の方や障がいのある方など、避難行動に時間を要する住民等は、避難行動を開始。 - それ以外の方は、家族等との連絡、非常持出品の準備等、避難準備を開始。	通常の避難行動ができる住民等は、避難所への避難を開始。	- 避難途中の方は、確実に避難を終える。 - まだ避難していない方は、すぐに避難をはじめ。 - その余裕のない時は、生命を守る最低限の行動をとる。

3 避難場所

災害の種類や規模に応じて、避難すべき場所が変わってきます。市町村が指定した学校などの施設だけが避難場所ではなく、近くの公園や高層建物なども避難場所となります。災害の状況にあわせ、安全が確保できる場所に避難しましょう。

近くの公園や広場

自治会や自主防災組織などで、近隣に住む人たちの安否確認を行う一時的な集合場所として、近くの広場や公園を決めている場合があります。



指定緊急避難場所

災害時の危険を回避するために緊急的に避難する場所です。（市町村が指定）



自宅の2階や近くのビルの高層階

深夜の集中豪雨などにより避難が危険な場合は、屋内のできるだけ安全なところに緊急的に避難しましょう。



指定避難所

被災者等が一時的に避難生活を送る場所です。（市町村が指定）



福祉避難所

高齢の方や障がいのある方など、生活に特別な配慮を要する方のために開設される避難所です。設備や人材の整った福祉施設などを市町村が指定して開設します。指定避難所での生活に困難がある方については、福祉避難所への移動を勧めましょう。

